

STOP滞納 市税・国民健康保険税の 徴収を強化します！

■問い合わせ
税務課 納税係
☎75-6115

税金は多久市のまちづくりの貴重な財源です。教育や福祉をはじめ、産業や観光の振興、ごみ処理など市民生活に必要な不可欠なサービスを税金でまかなっています。しかし、残念なことに税金の滞納が毎年発生しています。滞納は市民生活全体の損失であり、きちんと納税している人との公平性を欠く行為で、決して許されるものではありません。市では徴収確保に努めていますので、ご理解とご協力をお願いします。

8月 県下一斉「給与差し押え」実施！

市では、徴収確保・公平性確保のため佐賀県滞納整理推進機構や県内市町との連携で、8月に給与の差し押えを実施します。

税金を未納の人は、早急に納付していただくか、税務課で行っている納税相談にお越しください。（8月以外にも随時差し押え等の滞納処分を行っています）



滞納整理の流れ！

財産調査

- ・金融機関への預貯金調査
- ・自宅や事業所への財産の搜索

差し押え

- ・預貯金や生命保険、給与など
- ・電化製品、美術品、機械、器具など

換 価

- ・金融機関等からの取り立て
- ・公売（佐賀県、市町合同公売会）
インターネット公売など

滞納金への充当

※滞納処分は法律に基づき行っています

納期内納付にご協力ください **口座振替・コンビニ納税が便利です**

口座振替のご案内

- ☆口座振替できる税金の種類は
市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税
- ☆口座振替が利用できる金融機関は
佐賀銀行、佐賀共栄銀行、九州労働金庫、佐賀東信用組合、佐賀県農業協同組合、ゆうちょ銀行
- ☆申し込み方法は
上記金融機関の窓口および税務課窓口に備え付けの申込用紙（口座振替依頼書）に必要事項を記載し、それぞれの窓口にご提出ください。
- ☆手続きに必要なものは
預金通帳または貯金通帳
通帳の届出印
市税・国保税などの納税通知書
※口座振替の引落日は、各税目の納期月の25日（休日等の場合は翌営業日）

コンビニ納税のご案内

- ☆コンビニで納税できる税金の種類は
市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税
- ☆税金を納付できるコンビニは
セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、デイリーヤマザキ、ミニストップなど多久市と提携するコンビニ。全国どこでも納付できます。
- ☆コンビニで納める際に必要なものは
当初に市が発送した納付書や督促状。ただし、バーコードが印字されたものしか使用できません。
- ☆次の場合はコンビニで納付できません
納付書1枚あたりの金額が30万円をこえるとき
破損、汚損してバーコードが読み取れないとき
納付金額を訂正したもの
納付書にバーコードが印字されていないもの
納付期限を過ぎたもの